〇 別紙

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

変更前

構造改革特別区域内において、生産された地域の特産物(ブドウ、びわ、梅、サクランボ、柿)を原料とした果実酒又は地域の特産物(ブドウ、びわ、梅、サクランボ、柿、万年茸)を原料としたリキュールを製造しようとする者。

変更後

構造改革特別区域内において、生産された地域の特産物(ブドウ、びわ、梅、サクランボ、柿)を原料とした果実酒又は地域の特産物(ブドウ、びわ、梅、サクランボ、柿、万年茸、マンゴー、温州みかん、パール柑、不知火、ポンカン、甘夏みかん、晩柑、晩白柚、シモン芋、梨、キウイフルーツ、茶、オリーブ)を原料としたリキュールを製造しようとする者。

5 当該規制の特例措置の内容

変更前

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する地域の特産物であるブドウ、びわ、梅、サクランボ、柿を原料とした果実酒又は<u>ブドウ、びわ、梅、サクランボ、柿、万年茸</u>を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒については1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

このことにより、農業経営の多角化を目指す農業者や農業法人が参入しやすくなり、農林産物の価値を高めた地域ブランドの創出等による農業の振興が図られるとともに、商工業や観光との連携による販路開拓、販売促進等により、天草型6次産業の確立による地域の活性化を目指す。

変更後

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する地域の特産物であるブドウ、びわ、梅、サクランボ、柿を原料とした果実酒又は<u>ブドウ、びわ、梅、サクランボ、柿、万年茸、マンゴー、温州みかん、パール柑、不知火、ポンカン、甘夏みかん、晩柑、晩白柚、シモン芋、梨、キウイフルーツ、茶、オリーブを原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。</u>

このことにより、農業経営の多角化を目指す農業者や農業法人が参入しやすくなり、農林産物の価値を高めた地域ブランドの創出等による農業の振興が図られると

また、各地域の資源を生かした果実酒・ リキュール製造により、コミュニティビジネスとしての起業化の可能性も見込まれる。

このように、産業間の連携により、相乗効果を生み出しながら、市全域における地域活性化を図るためにも、当該特例措置の適用は必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

ともに、商工業や観光との連携による販路 開拓、販売促進等により、天草型6次産業 の確立による地域の活性化を目指す。

また、各地域の資源を生かした果実酒・ リキュール製造により、コミュニティビジ ネスとしての起業化の可能性も見込まれ る。

このように、産業間の連携により、相乗効果を生み出しながら、市全域における地域活性化を図るためにも、当該特例措置の適用は必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度 内容の広報周知を行うとともに、酒税法の 規定に違反しないよう、指導及び支援を行 う。